主

本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中80日を原判決の刑に算入する。

理 片

本件控訴の趣意は弁護人丸野敏雅作成の控訴趣意書及び控訴趣意補充書に,控訴趣意書に対する答弁は検察官岡本誠二作成の答弁書に,それぞれ記載されたとおりであるから,これらを引用する。

第1 控訴趣意中、訴訟手続の法令違反の主張について

論旨は、要するに、原判決は、本件起訴にかかる犯罪事実以外の被告人の被害者に対する各暴行・傷害の余罪をも認定し、これらも実質上処罰する趣旨で、被告人に対し重い刑を科したものであって、これは憲法31条に抵触するから、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反がある、というのである。

そこで、所論にかんがみ、記録を調査すると、本件は14歳の中学2年生の少女に対する傷害及び監禁致傷各1件の事案であるが、原判決は、(犯行に至る経緯」の項において、起訴された事実以外の被害者に対する暴行・傷害の事実を約2頁にわたって詳細に認定し、とりが、平成12年1月の行為については、その日、場所を特定して暴行等の態様も詳なに記述されるの事実に対する証拠としているに、同日以降の行為の認定も具体的であるうえ、判示の(罪としないを明連のない診断書類4通をこれらの事実に対している証拠という表別という表別というでの場合に対していること、また、(量刑の理由)の項においままなでより、起訴されている正と、の間では、での場合に対していることがあるとのである。と、を総合すれば、所論が、原判決においると、を総合すれば、所論が、原判決においる趣旨で、被告人に対しま文のといるを総合認定し、これらを実質上処罰する趣旨で、被告人に対しま文のといる。

第2 控訴趣意中、量刑不当の主張について

論旨は、原判決の量刑不当を主張するので、所論にかんがみ、記録を調査し、当審における事実取調べの結果もあわせて検討する。

本件は、当時31歳の被告人が、22歳の自分の養子の男1名及びいずれも17歳の少女2名とともに、14歳の中学2年生の少女に対し、理不尽な言いがかりを付け、同女の苦しむ様子を見て楽しむという目的で、ターボライター等でその身体をあぶって焼いたり、同女をクッションドラムに閉じ込めて坂道を転がすなどして重傷を負わせたうえ、その犯行の発覚を免れるために、同女を約21日間にわたりクッションドラムや車の後部トランク内に閉じこめて監禁し、その結果生命の危険も生ずるような重傷を負わせたという事案である。

したがって、被告人が自ら警察に出頭し、捜査段階から本件の各事実を素直に認め、一応反省の態度を示していること、被害者側に見舞金として30万円を支払っていることなどの所論指摘の諸事情を十分考慮しても、被告人を求刑どおり懲役5年に処した原判決の量刑は相当であって、これが不当に重いとはいえない。論旨は理由がない。

」よって、刑訴法396条、刑法21条、刑訴法181条1項ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

(第3刑事部 裁判長裁判官 河上元康 裁判官 細井正弘 裁判官 水野智幸)